



資料Ⅱ

「大麻の有害性と違法性」

静岡県 健康福祉部 薬事課

薬学講座講師研修会 平成30年8月19日

1

Ⅱ 大麻の有害性と違法性

○大麻について

○大麻乱用に関する実態調査について

○大麻乱用の新たな形態について

○国際的な問題について

2

大麻取締法

第1条(大麻の定義)

この法律で、「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

罰則

購入者が栽培することを知らずながら発芽不能処理を行っていない種子を販売したら・・・**大麻取締法(栽培)の幫助**

(栽培)

- ・非営利:7年以下の懲役
 - ・営利:10年以下の懲役、
情状により300万円以下の罰金を併科
- (所持、譲受・譲渡)
- ・非営利:5年以下の懲役
 - ・営利:7年以下の懲役、
情状により200万円以下の罰金を併科



大麻草の葉

3

大麻栽培の歴史、免許



大麻草の繊維

✦ 日本では、木綿が登場する以前は、衣服など「麻」は生活に密着した繊維でした。現在でも、神社のしめ縄や横綱の土俵入りのまわしなど、伝統的な文化の継承の中で使われています。

- ✦ 全国で30人程度「大麻栽培者」の免許を取得し、大麻を栽培しています。
- ✦ **免許を隠れ蓑に、乱用目的の大麻を所持するなどして検挙された事例もあります。**

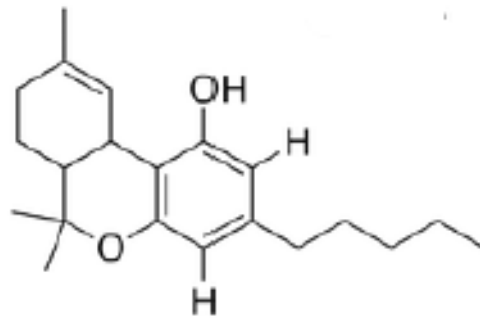


大麻草

4

THC（テトラヒドロカンナビノール）

- 大麻に含まれる**THC（テトラヒドロカンナビノール）**は、錯乱、極度の不安・恐怖、また長期使用により、集中力・記憶力・認識能力の減退などを起こすほか、**依存症を引き起こすおそれがあります。**



Δ9-テトラヒドロカンナビノール(THC)
CAS番号:1972-08-3
分子式: $C_{21}H_{30}O_2$

5

若者への大麻乱用の増加

危険性や違法性の認識欠如、規範意識低下？

○京都府内の中学生、高校生を対象に行った違法薬物アンケート調査より(平成28年10月 京都府警)

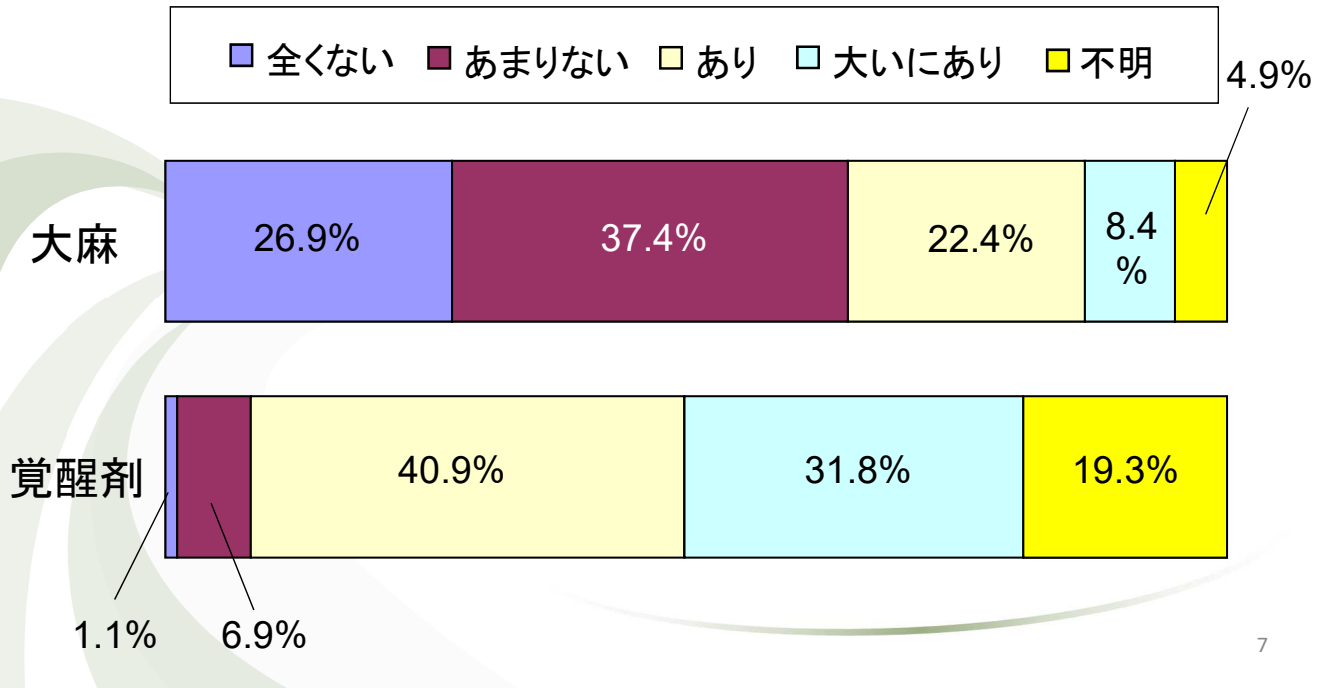
5人に1人	大麻の害を誤って認識している。
3人に1人	大麻を含む違法薬物の入手が可能と思っている。

6

若者への大麻乱用の増加

大麻乱用者の実態に関する調査結果(平成29年10月～12月 警察庁調査)

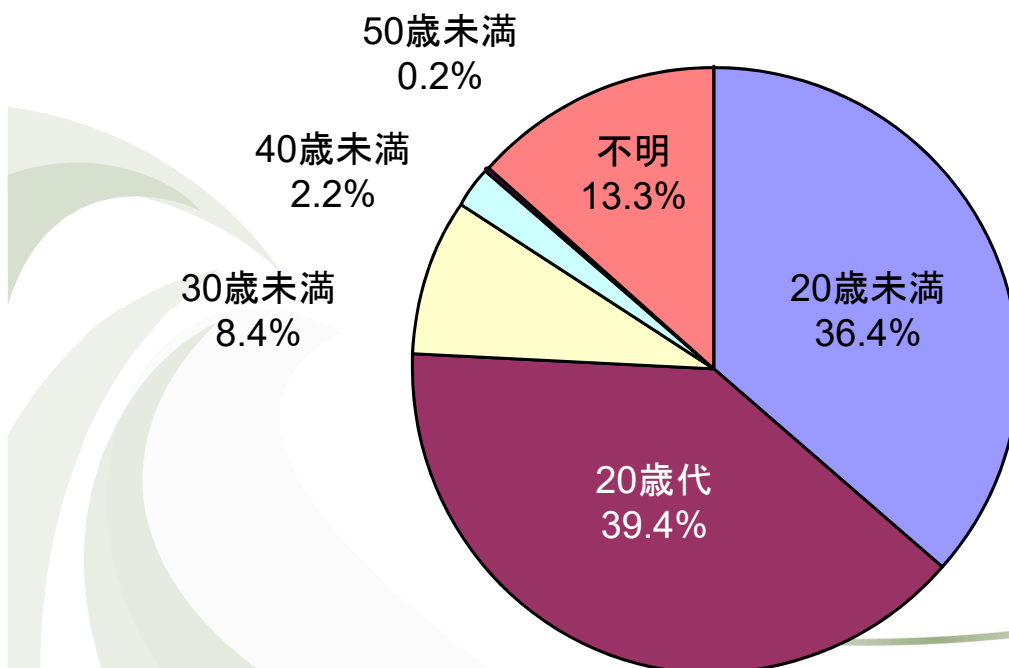
○大麻の危険(有害)性の認識



若者への大麻乱用の増加

大麻乱用者の実態に関する調査結果(平成29年10月～12月 警察庁調査)

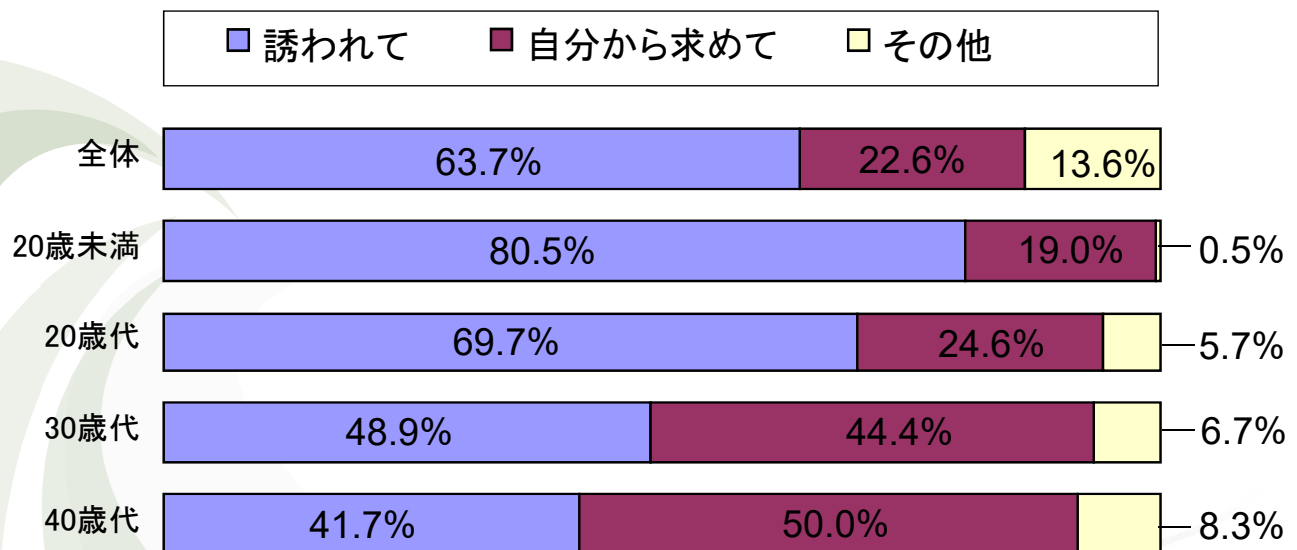
○大麻乱用者の大麻初回使用年齢



若者への大麻乱用の増加

大麻乱用者の実態に関する調査結果(平成29年10月～12月 警察庁調査)

○大麻乱用者の大麻初回使用時の経緯(年齢別)



9

大麻乱用防止への効果的な啓発

- **大麻は違法な薬物であることの教示**
- **大麻を乱用することの危険性、有害性に関する具体的な教示**
- **大麻の乱用への勧誘に対する対応方法の教示**

10

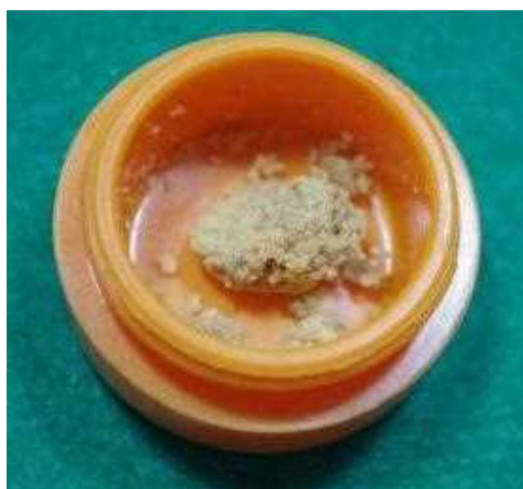
大麻のクローン栽培(挿し木)

- 大麻は挿し木によるクローン複製が簡単なプラント
- 成長期に元の株から切り離された枝が水耕栽培の培地で単独の株として成長を続ける。
- クローンは元の木の特性をそのまま受け継いでいます。

11

大麻乱用の新たな形態

○大麻ワックス、ブタンハニーオイル(通称BHO)



- ・大麻草の葉から幻覚作用をもたらす成分を抽出して固めたもの
- ・大麻特有の臭いがないことが特徴

12

大麻乱用の新たな形態

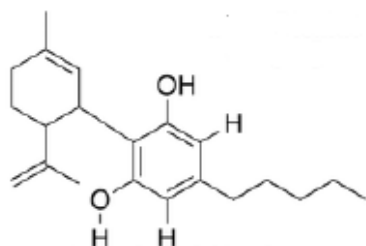
○電子タバコのカートリッジに偽装された大麻製品も流通。



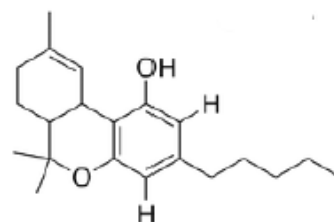
13

CBD（カンナビジオール）オイル

- CBDオイルは大麻の有害成分であるTHC※を含んでいないと謳って販売されている。
- 日本では主に健康食品として販売されている。
- ※THC（テトラヒドロカンナビノール）は、錯乱、極度の不安・恐怖、また長期使用により、集中力・記憶力・認識能力の減退などを起こすほか、依存症を引き起こすおそれがあります。



カンナビジオール(CBD)



Δ9-テトラヒドロカンナビノール(THC)

14

主要国の薬物別生涯経験率

主要な国の薬物別生涯経験率

国別	調査年	対象年齢	生涯経験率(%)				
			大麻	覚醒剤※	MDMA	コカイン	ヘロイン
ドイツ	2009	18-64歳	25.6	3.7	2.4	3.3	-
フランス	2010	15-64歳	32.1	1.7	2.4	3.7	-
イタリア	2008	15-64歳	32.0	3.2	3.0	7.0	-
イギリス	2006	16-59歳	30.2	11.9	7.5	7.7	-
アメリカ	2010	12歳以上	41.9	5.1	6.3	14.7	1.6
日本	2011	15-64歳	1.2	0.4	0.1	0(誤差内)	0(誤差内)

※アメリカ、日本はメタンフェタミン、その他の国はアンフェタミンの生涯経験率

出典：日本以外の各国の数値は、EMCDDA(欧州薬物・薬物依存監視センター)資料、HHS(米国保健社会福祉省)資料をもとに作成
日本の数値は、平成23年度厚生労働科学研究「薬物使用に関する全国住民調査(2011)」より

大麻等薬物乱用防止の取組

第2次覚醒剤乱用期 (昭和54年～平成7年頃)	<p>全国に先駆け開始！</p> <ul style="list-style-type: none"> ✦ 薬学講座（昭和51年から継続） 小・中・高校 H28開催率100% (全国一)
大学生における大麻の流行 (平成19年頃)	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 大学生に対する薬物乱用防止講習会
危険ドラッグの流行 (平成24年頃)	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 薬物の濫用の防止に関する条例
大麻の（再）流行 (平成28年～?)	<ul style="list-style-type: none"> ✦ 学生ボランティアとの教育啓発 ✦ 新入社員等への啓発 ✦ 大麻栽培の情報共有を目的とした ✦ 農政部局等との連携強化



少量だし、合法だし、
一回なら、面白そう、
と友達は、死にました。

軽い気持ちで手を出すな！

「合法」としている「ハーブ」、「お香」、「アロマ」、麻薬や覚醒剤以上の危険性を持つ「危険ドラッグ」かも。
所持・使用などによる逮捕者も出ています。たった一度の使用でも後遺症や死につながる…。ダメ、ゼッタイ。

薬物による犠牲者を出さないため
全力で取組んでまいりましょう！！